

一人親方労災保険ご加入者様へ（届出・手続きに関して）

加入時にご確認いただきたいこと

● 加入証明書

記載内容に間違いはありませんか？加入証明書の有効期限は年度末（3月31日）までです。
※途中脱退の場合は、脱退日までとなります。

● 本人確認書類

加入手続き前に本人確認書類を提出していますか？（免許証、パスポート等）本人確認書類は必ず必要です。

● 加入時健康診断の受診（無料）

- ① 加入時健康診断が必要であると認められた方へ「特別加入健康診断指示書」および「特別加入時健康診断依頼書」を送付いたします。
- ② 期間内に、診断実施機関で加入時健康診断を受診してください。「依頼書」は診断実施機関にご提出ください。
- ③ 診断実施機関によっては「健康診断証明書」の返却がありますので、ご自身で労働基準監督署に郵送提出ください。
※受診されなかった場合、加入時に遡って特別加入が取り消しになり、その後当協会では加入をお引き受け出来ない場合があります。

労働保険料の納付について

● 納付月は4月・9月・12月です。

納付月の前月下旬に「納入通知書」を送付いたします。期限までに納付ください。口座振替をご利用の場合は振替指定日に口座から引き落としになりますので残高をご確認ください。※年度途中で加入の場合は納付時期が異なります。

● 年度更新手続きについて

毎年1月に、翌年度への継続希望と給付基礎日額の確認をいたします。脱退のお申出がない場合は、第1期納入通知書発送時に翌年度分の「加入証明書（カード式）」を合わせて発送いたします。

● 領収書の発行について

原則発行いたしませんのでお振込み時の控えを大切に保管ください。

ご連絡が必要なもの

● ご連絡が必要です。

●住所変更 ●脱退 ●口座振替への切り替え の場合は、速やかに当協会までご連絡下さい。

● 社長になったら？ 労働者を雇いはじめたら？

一人親方には該当しませんので、中小事業主の特別加入労災へ切り替え手続きが必要になります。
※労働者を使用する日の合計が1年間に100日未満の場合は引き続き一人親方労災にご加入頂けます。

● 法人になったら？ 会社を設立したら？

建設業は社会保険加入義務が厳しく求められております。併設の社労士事務所で新規加入手続きを行っておりますのでお気軽にご相談ください。

労災事故がおこったら

「労災です」と伝えて速やかに医療機関を受診してください。
(労災発生から受診までの期間が空いた場合、スムーズに労災申請が進まない場合がございます。)

● 下記の情報を当協会にご連絡下さい。

- ・氏名、生年月日、加入者番号
- ・労災の発生日時（日にちと時間）
- ・労災の発生地（発生地の所在地、現場名称など）
- ・労災の発生状況（いつ、誰が、どのようなことをして労災に遭われたのか）
- ・ケガの状況（身体のどこにどんなケガをされたか）
- ・治療状況（医療機関名、所在地、転院の予定など）
- ・労災の発生を確認された方の氏名・連絡先

労災発生状況のヒアリングを行った後、詳細確認のために「業務上災害連絡書」をお送り致します。記載のうえ早急にご返送ください。
当協会を確認後、発生状況・治療状況に応じた労災保険の関係書類を作成し郵送いたします。

厚生労働省認可 九州一人親方福祉協会

〒810-0031 福岡市中央区谷 2-14-8 TEL:092-734-2311 FAX:092-734-2301

フリーダイヤル（平日9:00-17:30）
0120-83-2311

<https://www.oyakata-rousai.com>

九州一人親方

